

Q & A
知っていただきたい！
外国人の在留資格



入国管理制度の内容と口座開設時の手続き

日 本に滞在する外国人が増えています。そうした外国人は所定の申告を行い在留資格等を得て滞在しているのですが、そうしたルールを知らない金融機関の担当者は少なくありません。外国人から口座開設を依頼された場合も困ってしまうでしょう。

そこで、本特別企画では、外国人の在留資格や本人確認書類、口座開設手続きのポイントなどを解説します。

くどう行政法務事務所 行政書士
工藤 篤志

外国人が日本に滞在するには何か資格が必要なの？

Q1

A そもそも外国人は日本に自由に入国することはできません。入国させるか否かは、「出入国管理及び難民認定法」（以下、入管法）に規定があります。外国人が日本に入国・上陸するには、以下①～⑥の要件を満たすことが必要です（入管法7条1項、6条3項）。

- ①有効な旅券（パスポート等）を所持していること
- ②ビザ（査証）を必要とする場合には、上陸目的に合致した有効なビザを旅券に受けていること
- ③上陸の申請時に、日本で行おうとする活動が虚偽のものでなく、入管法に定められた在留資格のいずれかに対応する活動に該当すること
- ④上陸の申請にかかる在留期間が法務省令の規定に適合するものであること

●入管法別表で規定される在留資格

別表第1	1	外交、公用、教授、芸術、宗教、報道
	2	高度専門職、経営・管理、法律・会計業務、医療、研究、教育、技術・人文知識・国際業務、企業内転勤、介護、興行、技能、技能実習
	3	文化活動、短期滞在
	4	留学、研修、家族滞在
	5	特定活動
別表第2		永住者、日本人の配偶者等、永住者の配偶者等、定住者

⑤上陸拒否事由に該当しないこと
⑥指紋・写真等の個人識別情報を提供して上陸申請を行うこと

②のビザとは、日本国領事館等が当該外国人が所持している旅券の真正性と入国目的を事前に審査する手続き、あるいはその審査により日本への入国が差し支えないと判断されたことを示す文書を示します。

ビザはあくまでも入国・上陸を許可する基準の1つに過ぎないため、ビザが発給されているからといって必ず入国・上陸が許可されるものではありません。

なお、国際的な取決めや協定などにより、日本入国時のビザが免除される国があります。平成29年7月現在、68の国と地域に対して実施されています。ビザが免除されている国と地域の人は原則、商用や会議、観光、親族・知人訪問等を目的とする場合、入国の際にビザを取得する必要はありません。

POINT!

- 外国人が日本に入国・上陸するには、ビザや在留資格などの要件を満たすことが必要
- 在留する外国人はビザの取得とともに、在留・活動を許可する在留資格も持っている

行うことができる入管法上の資格です。在留資格は、外国人が日本に滞在する根拠であるとともに、在留資格の種類ごとに定められている範囲や期間で活動できることを示します。

在留資格は、入管法の別表に定められており、図表のとおり28種類あります（平成29年7月現在）。平成27年度の外国人新規入国者数のうち、在留資格別にみると「短期滞在」が圧倒的に多く、次いで「留学」「技能実習」「興行」「公用」「家族滞在」「技術・人文知識・国際業務」と続きます（平成28年3月4日法務省報道発表）。